

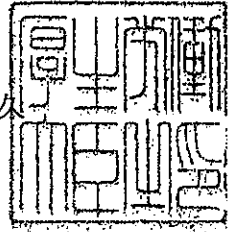
厚生労働省発能 0217 第 2 号

平成 2 8 年 2 月 1 7 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



別紙「職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する  
省令案要綱

## 第一 講習の科目（第一条関係）

キャリアコンサルタントの登録の更新を受けようとする者が受けなければならない更新講習のうち、知識講習は別表の科目について、技能講習は別表の科目のうち技能講習を受けようとする者がキャリアコンサルタントとしての経験に応じ選択する科目について、行うものとする。

## 第二 指定の基準（第二条関係）

- 一 知識講習又は技能講習が次に掲げる基準に適合しているときは、指定を行うものとする。
- 1 知識講習は講義により、技能講習は講義又は演習により行うこと。
- 2 技能講習は、その半分以上の時間を通学の方法により行うこと。
- 3 更新講習は、修得することが求められる知識又は技能の修得がなされていることを確認する内容を含むこと。
- 4 講師は、別表の科目について効果的に指導できる知識、技能及び経験を有する者であること。

- 5 演習は、4の講師のほか、講師の補助者を配置すること。
- 6 別表の科目に応じた適切な内容の教材を用いること。
- 7 更新講習を受ける者の数は、原則として、講義により行う場合は三十人以下、演習により行う場合は二十人以下であること。
- 8 更新講習を実施する者の職員、講習の実施の方法その他の事項についての講習の実施に関する計画が講習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 9 更新講習を実施する者が8の講習の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有すること。
- 10 更新講習を受ける者に、指定申請者又はその関係者が雇用する者その他指定申請者又はその関係者と密接な関係を有する者以外の者を含むこととされていること。
- 11 指定申請者が、講習業務以外の業務の運営に関し、その雇用する労働者たるキャリアコンサルタントによるキャリアコンサルティングを行っている場合その他の合理的な理由がある場合において、次のいずれにも適合していると認めるときは、一の規定にかかわらず、当該指定申請者に対して、指定を行うことが

できるものとする。

1 一の1から9までに掲げる基準に適合していること。

2 講習を受ける者の範囲について合理的な理由があること。

### 第三 施行期日

この省令は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。